

石巻市監査委員告示第2号

令和5年12月28日付け石巻市監査委員告示第11号で公表した市民生活部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年2月1日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石スポ第127号
令和6年1月31日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 清水俊雄 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第11号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>スポーツ振興課（牡鹿地区体育施設）</p> <p>【収入事務】（令和4年度及び令和5年度）</p> <p>牡鹿交流センターに設置を許可している自動販売機の占用料について、算定を誤り次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定すること。</p> <p>また、過大徴収していた占用料については、速やかに還付すること。</p> <ul style="list-style-type: none">令和4年度占用料 誤徴収額・・・19,518円 正徴収額・・・19,043円 過大徴収額・・・475円令和5年度占用料 誤徴収額・・・20,317円 正徴収額・・・19,327円 過大徴収額・・・990円	<p>スポーツ振興課（牡鹿地区体育施設）</p> <p>【収入事務】（令和4年度及び令和5年度）</p> <p>御指摘のありました自動販売機の占用料の算定誤りにつきましては、占用料の算定にあたり建物の残耐用年数を誤り算定したことによるものです。</p> <p>過大に徴収した、令和4年度分475円と令和5年度分990円につきましては、現在、還付手続きを行っております。</p> <p>今後は、公有財産貸付料等の関係法令の確認を徹底するとともに、複数の職員による事務処理チェック体制を確保し、再発防止に努めてまいります。</p>

<p>スポーツ振興課（桃生地区体育施設）</p> <p>【基本的事項】</p> <p>郵便切手について、予算所属及び施設ごとに区分けし管理しているが、不足が生じた際に他の施設の切手を一時的に借用する取扱いが恒常的に行われてきたことにより、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。</p> <p>今後は、切手の一時的な借用は行わないこと。</p> <p>また、使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 50,227 円 ・郵便切手の残高 51,004 円 ・差額 777 円 <p style="text-align: right;">（現物過多）</p>	<p>スポーツ振興課（桃生地区体育施設）</p> <p>【基本的事項】</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、今後、予算所属及び施設ごとの適正な執行に努め、他の施設の切手を一時的に借用するなどの行為がなされないよう十分に留意するとともに、使用の都度及び定期的な、郵便発送簿残高と現物の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めてまいります。</p>
---	--